「

8025—8175 J 191A	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用		
		公共業務用		
	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用		
8175—8215 J 191A	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用		
	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用		
	気象衛星（地球から宇宙）			
8215—8400 J 191A	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用		
	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用		

」に改める。

第2の国内周波数分配の脚注J 189の次に次のように加える。

J 189A　7375—7425MHzの周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J 189B　この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

第2の国内周波数分配の脚注J 191の次に次のように加える。

J 191A　この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（地球から宇宙）に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

○文部科学省告示第二十八号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一の三の（五）中「教授会等の意向が適切に反映される」を「教育研究組織との十分な意思疎通が図られる」に改める。

第二の四の（四）のア中「帰属収入」を「事業活動収入」に改め、第三の四の（四）のイ中「帰属収入の額が消費支出の額」及び「帰属収入が消費支出」を「基本金組入前当年度収支差額が零」に改める。

第五中「寄附行為の変更を」を「寄附行為の変更等を」に、「及び寄附行為の変更の認可」を「及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可」に、「大学等の組織又は」を「大学等の組織並びに」に改め、第五の二中「学校法人の寄附行為の変更」の下に「及び私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更」を加え、第五中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　一及び二における校地の取扱の特例について

一において準用する第二の一の（二）の規定及び二において準用する第二の一の（二）において準用する第一の一の（二）の規定の適用について、申請時において校地の所有権の移転登記をすることが困難な特別の事情があると認められ、当該申請時までに、譲渡についての当該設置者の変更により大学等の設置者でなくなる学校法人の理事会の議決等がなされ、開設時までにその所有権を取得できる保証のある土地を校地とする場合には、申請時において自己所有であるとみなすこと。

別表第一の一の（一）の表備考第七号中「前号」を「第五号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第二十九号

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第六項」を「第七項」に改める。

様式第2—1号の注7中「（資料を含む）」の下に「及び学生の確保の見通し等を記載した書類（資料を含む）」を加える。

様式第6号その1を次のように改める。

様式第6号その1（第11条関係）

（用紙　日本工業規格A4横型）

財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

財　産　目　録

（　年　月　日現在）

Ⅰ　資産総額　金　円

内　1 基本財産　金　円

2 運用財産　金　円

［収益事業用財産　金　円］

Ⅱ　負債総額　金　円

［収益事業用負債　金　円］

Ⅲ　正味財産　金　円

財産の状況

［1］資産

1　基本財産

(1)　土地

種別	所在地	構造	新設校専用 ㎡	既設校と共用 ㎡	既設校専用 ㎡	計 ㎡	金額 円	備考
計								

(2)　建物

種別	所在地	構造	新設校専用 ㎡	既設校と共用 ㎡	既設校専用 ㎡	計 ㎡	金額 円	備考
計								